- 11444

表 大きな被害を出した火災・地震・ 風水害と国際情勢等(1970-2019)				
	火災	地震	風水害	消防 庁 関係 ・
1970			•	
1975	••••	••	:	
1980	•••	•		
1985	•••	•		
1990	•			•
1995	•			*
2000	•	••		•
2005	•	•	•	•••
2010		•	••	•

防塾選講 第6 1 回~

へ管理を考える
 (4) 制度

的災害の比重が増え、それに伴って防火管 や風水害などの自然災害、テロなどの人為神・淡路大震災頃から様子が変わり、地震火災でしたが、平成7(1995)年の阪火災でしたが、平成7(1995)年の阪昭和の時代まで、災害の代表的なものは ました。 理者制度の枠組みが防災管理にまで広がり

の50年間に発生した、大きな被害(注参

や消防庁の対応を対比させて整理してみ 書から抜き出し、国際情勢・テロ等と日本 照) を出した火災・地震・風水害を消防白

(1970) から令和元 (2019) 年まで

ました。

火災以外の災害と消防

災害の中心が火災から他の災害にシフ している傾向を見るために、昭和4年

シフトしていることがわかります。 害は1990年頃までは火災にシフトして いましたが、2000年頃以降は地震に これを見ると、大きな被害を出した災

平和に向かうと期待されたのですが、 侵略・テロ等の脅威が、日本にとっても他 アジア情勢の不安定化などにより、戦争 富の格差の急拡大、中国・北朝鮮に係る東 のなくなったむき出しの資本主義による貧 た宗教間・民族間の対立の表面化、対抗馬 えって、冷戦構造により封じ込められてい 壊と東西冷戦構造の終結により、世界は の右端の欄の●)。1991年のソ連邦崩 する国全体の体制整備が進行しました(表 口等に属する|連の出来事と消防庁に関係 これらの状況と並行して、国際情勢・テ

東京理科大学総合研究院 火災科学研究センタ 教授 小林恭 博士(工学)

2015

害の頻発とともに、平成17 (2005)年 たすことが期待され、先に述べた地震災 めの措置に関する法律)が平成16 隊が法制化されました。また、事態対処 確保に関する法律)が成立すると、同時 15 (2003) 年に事態対処法 (武力攻撃 北朝鮮のミサイル発射などに対応するこ 初代「国民保護・防災部長」に任命され、 な要因となりました。なんと私は、その 防機関は、 (2004)年に成立すると、消防庁や消 法と並行して検討されていた国民保護法 の平和と独立並びに国及び国民の安全の 事態等及び存立危機事態における我が国 ては、平成7 (1995) 年の阪神・淡路 に「国民保護・防災部」が設置される大き (武力攻撃事態等における国民の保護のた に消防組織法が改正されて緊急消防援助 大震災を契機に緊急消防援助隊が発足 人事とは言えなくなってしまいました。 このうち、消防に関係する出来事とし アメリカ同時多発テロを契機に平成 国民の避難などに大きな役割を果 武力攻撃事態等が発生した場

ず理解しておく必要があります。 (2007) 年に創設されたのが、火災以外の災害に対処するための防災管理者制度を理解するため (2007) 年に創設されたのが、火災以 (2007) 年に創設されたのが、火災以

(消防法第36条第1項)防災管理者制度

下での規定について、「防火管理者制度は、消防法第8章雑則にある第36条準用規定を拡充し、第1項での規定について、「防火管理者」等を「防災管理者」等と読み替えて準用していまで、消防法第8条準用規定を拡充し、第1項にある第36条準用規定を拡充し、第1項にある第36条準用規定を拡充し、第1項が設管理者制度は、消防法第8章雑則防災管理者制度は、消防法第8章雑則が災管理者制度は、消防法第8章雑則

で、ようやく少し読みやすくなりました。 2が改正され「統括防火管理者」制度ができた時に、この第36条第1項も関係部分きた時に、この第36条第1項も関係部分である字句が表で表されるようになったの 不成4 (2012) 年に消防法第8条の 平成24 (2012) 年に消防法第8条の 平成24 (2012) 年に消防法第8条の 1 で、ようやく少し読みやすくなりました。

とになってしまったのです。

変わりません。という意味では厄介な条文であることはという意味では厄介な条文であることはしないと、何を言っているかわからない、それでも、自分で読み替えた条文を作成

かえってわかりやすいかも知れません。で、防火管理制度を理解している人には、でと全く一緒であることがわかりますの容が消防法第8条から第8条の2の3まただ、一度読み替えて読んでみると、内

消防法第36条第2項~第7項

定です。
理者制度と防災管理者制度を調整する規理者制度と防災管理者制度を調整する規

第2項では、消防法第8条に基づき防 大管理者の設置が必要な防火対象物の場 合、防災管理者が放いとし、第3項では、消防法 に統括防災管理者が所火管理者を兼ねなけ 様に統括防災管理者が兼ねなければなら ないとして、防火管理者制度と防災管理 者制度は別の制度ではあるけれど、密接 者制度は別の制度ではあるけれど、密接 者制度は別の制度ではあるけれど、密接 をいとしています。

示ができるとしています。 示ができるとしています。 示ができるとしています。 示ができるとしています。 示ができるとしています。 示ができるとしています。 示ができるとしています。 示ができるとしています。 示ができるとしています。 に関って「防火基準点検済証」による表 たに限って「防火基準点検済証」による表 に限って「防火基準点検済証」による表 に限って「防火基準点検済証」による表 に限って「防火基準点検済証」による表 に限って「防火基準点検済証」による表 に限って「防火基準点検済証」による表 に限って「防火基準点検済証」による表 に限って「防火基準点検済証」による表

表示ができるとしています。 第5項では、その特例 (消防法第8条の第5項では、その特例 (消防法第8条の第5項では、その特例 (消防法第8条の

準用するとした規定です。 項・第4項の紛らわしい表示の禁止規定を 第6項は、消防法第8条の2の2第3

に必要な業務を行う」ものとしています。 管理者制度を調整する規定です。 消防法管理者制度を調整する規定です。 消防法 管理者制度を調整する規定です。 消防法 高 「火災その他の災害の被害の軽減のため 会 「火災その他の災害の被害の軽減の制度と防災 第7項は、自衛消防組織の制度と防災

要する建築物その他の工作物防災管理を要する災害と防災管理を

す。 (以下「令」)第45条に、地震 (第1号)と令 (以下「令」)第45条に、地震 (第1号)と令 (以下「令」)第45条に、地震 (第1号)という (以下 「令」)第45条に、地震 (第1号)と

防災管理を要する建築物その他の工作的災管理を要する建築物その他の工作1階建て以上で延べ面積が1万平方メー1下建て以上で延べ面積が1万平方メートル以上のものなど、相当大規模なものです。

れません。でも、先日の球磨川氾濫時の必要があまりないということなのかも知れていますので、風水害の際に避難等の防災管理の対象が相当大規模なものとさていないことには違和感がありますが、

くべき場合もあると思います。
ソすると、令第4条に指定されていなくりすると、令第4条に指定されていなくても、風水害を地震等と同様に考えておくが危険地域にある地下街のことを考えた

防火管理者制度と防災管理者制度

以上見てきたように、防災管理者制度という性でした方が、相似形の制度をもうつてた制度ですが、相似形の制度をもうつてた制度ですが、相似形の制度をもうつてた制度ですが、相似形の制度をもうつない、という、何とも不思議なつくりになっています。このようなわかりにくい制度になったのには、何か法制上の理由があるのかも知れませんが、実務的には、防火管理者制度の守備範囲を「火災その他の火管理者制度の守備範囲を「火災その他の火管理者制度の守備範囲を「火災その他の火管理者制度の守備範囲を「火災その他の火管理者制度の守備範囲を「火災その他の大管理者制度の守備範囲を「火災その他の大管理者制度の守備範囲を「火災その他の大管理者制度のではないかと思われるのかも対象を準備を持ているのではないかと思われてなりません。

注、大きな被害を出した災害として、火災は「昭和7年以降の主な風水害」記載のもの、風水害は「昭和37年以降の主な風水害候、災害」記載のもの、風水害は「昭和37年以降の主な風水害等(死者及び行方不明者の合計が100人以上のもの)」記載のものとした:消防白書令和元年版より作成